

お知らせ

記者発表資料

令和5年1月20日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、取締役が公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社武藤 山口県岩国市御庄4丁目105番地9

2. 指名停止措置期間

令和5年1月20日 ～ 令和5年4月19日 (3ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

当該業者の取締役は、岩国市発注の市施設外壁改修工事の契約をめぐり、令和2年5月と同年7月に岩国市元職員から指示された見積金額をもとに2件の随意契約で契約を締結し、公正な契約を妨害したとして、令和4年11月9日、公契約関係競売入札妨害の容疑で山口県警に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第8号>

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員	2ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	1ヵ月以上12ヵ月以内

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231（代表番号）：平日・昼間

総務部 契約課長

はらだ あきのり  
原田 明典 (内線2511)

◎総務部 専門調査官

ながさき なおき  
長崎 直生 (内線2514)